

## 監査委員告示第2号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和3年2月15日

木津川市監査委員 西井 正  
木津川市監査委員 伊藤 紀味枝

### 令和2年度随時監査（工事監査）結果について

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により実施した随時監査（工事監査）について、同条第9項の規定に基づき下記のとおり報告します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

#### 記

##### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による随時監査

##### 2 監査の実施期間

令和2年11月2日（月）～令和3年2月12日（金）

【監査実施日 令和3年1月15日（金）】

##### 3 監査の対象及び担当部局

①工事番号・名称 2-建-13 木津内田山線道路改良工事

工事期間 令和2年9月2日（水）～令和3年3月31日（水）

契約金額 44,642,400円（消費税相当額を含む）

担当部局 建設部建設課

②工事番号・名称 2-教社-10 木津川市中央交流会館外壁等改修工事

工事期間 令和2年7月30日（木）～令和3年2月5日（金）

契約金額 35,750,000円（消費税相当額を含む）

担当部局 教育部社会教育課・建設部施設整備課

##### 4 監査の方法

監査対象工事について、「協同組合 総合技術士連合」と工事技術調査業務契約に基づき技術士の派遣を得て、工事の設計図書及びその他の工事関係書類について審査するとともに、施工状況について監査を実施した。

監査の実施については、あらかじめ担当課から監査資料の提出を求め、調査日当日は関係職員から説明を求めるとともに、設計図書等の書類調査及び現場施工状況調査を行った。

## 5 監査の結果

監査対象とした各工事とも、施工計画に基づき、概ね適正かつ効率的に執行されている。

なお、対象工事に係る技術士の調査結果は別添のとおりである。

調査結果に基づいて、今後とも、安全管理には細心の注意を払うとともに、適正な施工管理に努められたい。